ロ　（略）	（略）
ハ　気象に密接に関連する地面及び地中の諸現象	
(1)～(4)　（略）	（略）
(5)‖崖崩れ (6)‖土石流 (7)‖地滑り	気象庁長官の定める手段による。 気象庁長官の定める手段による。 気象庁長官の定める手段による。
三　地動	
イ・ロ　（略）	（略）
（削る）	
（削る）‖ハ・ニ　（略）	（略）
四・五　（略）	（略）
六　水象	
イ・ロ　（略）	（略）
（削る）	
（削る）	
（削る）‖ハ～チ　（略）	（略）
（削る）‖リ・ヌ　（略）	（略）

（検定を要しない気象測器）

第七条　法第九条第一項ただし書の国土交通省令で定める気象測器は、雪尺、積雪板並びに一目盛の値が降水量十ミリメートル以上を表す雨量計及び雪量計とする。

（確認の申請）

第七条の二　法第九条第二項の確認を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を、気象庁長官に提出しなければならない。当該事項を変更しようとするときも、同様とする。

一　補完観測の成果を使用して行う予報業務の範囲

二　補完観測施設及び本観測施設の明細

三　補完観測及び本観測の種目

四　補完観測が本観測の正確な実施に支障を及ぼすおそれがない旨

五　補完観測の成果を使用して行う現象の予想の精度又は補完観測及び本観測の成果の予報業務への使用方法

２　気象庁長官は、前項に規定するもののほか確認のため必要な書類の提出を求めることができる。

ロ　（略）	（略）
ハ　気象に密接に関連する地面及び地中の諸現象	
(1)～(4)　（略）	（略）
（新設）	
（新設）	気象庁長官の定める手段による。
（新設）	気象庁長官の定める手段による。
三　地動	
イ・ロ　（略）	（略）
ハ‖地すべり	気象庁長官の定める手段による。
ニ‖山くずれ	気象庁長官の定める手段による。
ホ‖山津波	気象庁長官の定める手段による。
ヘ・ト‖　（略）	（略）
四・五　（略）	（略）
六　水象	
イ・ロ　（略）	（略）
ハ‖水色	水色計を用いる。
ニ‖透明度	透明度板を用いる。
ホ‖プランクトン	気象庁長官の定める手段による。
ヘ～ル‖　（略）	（略）
オ‖水中放射能	気象庁長官の定める手段による。
ワ・カ‖　（略）	（略）

（検定を要しない気象測器）

第七条　法第九条ただし書の国土交通省令で定める気象測器は、雪尺、積雪板並びに一目盛の値が降水量十ミリメートル以上を表す雨量計及び雪量計とする。

（新設）